

明示的同意、熱烈同意、そして「バッドセックス」

—性的同意論の現在—

江 口 聡**

要 旨

性的な「同意」の哲学的検討の必要性を論じた拙稿（江口 2016）から数年を経て、近年は各種の性暴力事件および法改正を背景に、性的同意の本性と条件に対する関心がいっそう高まっている。本稿では、(1) 有効な性的同意とは心理的態度で足りるのか、それとも明示的な表明であるべきか、(2) 不同意とその表明の侵害を避ければ十分なのか、それとも肯定的同意の明示が必要なのか、(3) 同意と強制のあいだに位置する「バッドセックス」の問題、(4) 「熱烈同意」を求める立場の妥当性、を順に検討したのち、性的同意の重要性そのものを中心に据える考え方への疑問を提示する。

キーワード：性的同意、明示的同意、肯定的同意、バッドセックス、熱烈同意

近年、「性的同意」¹⁾は国内でも一般的な言葉になっており、政府や各大学によってパンフレットなどが作られるようになってきている²⁾。この問題は1990年代から英語圏のフェミニストや法哲学者、倫理学者のあいだで活発に論じられており、#MeToo 運動に触発されてますます盛んになっている。背景には、先進諸国での性被害についての意識の高まりがあり、各種の性暴力対策法・政策が次々に改正されていることがある。国内でも強姦罪が強制性交等罪に、そしてさらに不同意性交等罪に改正されていることは、この流れに即したものである。

性暴力をめぐる法そのものを検討するには筆者には専門的知識が足りない。そこで、近年の内外の法改正の方向だけを念頭に置きつつ、英語圏における同意を巡る倫理学者たち

* 京都女子大学 教授

** eguchi.satoshi@gmail.com。本論は、科研費挑戦的研究（萌芽）「性愛をめぐる人間学の試み」（代表者：土屋貴志・大阪公立大学准教授）の研究会（2025年2月17日）において報告されたものに加筆修正を加えたものである。

の議論を概観してみたい。

1. 不同意性交等罪

単に身体的な暴力を用いた強制的・暴力的なセックスだけでなく、相手の同意を得ないセックスのほとんどは道徳的に不正であり、法的に罰されるべきだという発想は、国内でも十分に広まっているように見える。

旧来の強姦罪や準強姦罪は2017年の法改正で強制性交等罪・準強制性交等罪へと改められ、さらに2023年には不同意性交等罪に変更された。不同意性交等罪や不同意わいせつ罪は、「各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し、若しくは全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて」行われた性行為やわいせつ行為を罰するものである³⁾。

1. 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
2. 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
3. アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
4. 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
5. 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

6. 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
7. 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
8. 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

上記の部分に少しだけコメントしておく。この不同意わいせつ／性交等罪（二つならべるのは煩雑なので、以下では「不同意セックス法」と呼ぶことにする）は、「同意しない意思の形成・表明・全うが困難であるような状態にさせるかそれに乗じる性行為」をターゲットにしたものである。ポイントは法律名通り、セックス等に「不同意」であるにもかかわらずそれを「全う」することができない、つまり被害者の意に反したセックスをおこなわれてしまうことにある。従来の強姦罪・強制わいせつ罪では、「暴行や脅迫を用いて」性交やわいせつ行為をおこなった場合に罪に問われていたが、暴行や脅迫以外のケースを明示的にしたわけである。さらに、改正された法律では、「表明」を（加害者が）困難にさせた場合、あるいは（加害者の行為によらず）すでに困難であった場合もターゲットにしている。つまり、被害者がなんらかの事情で不

1) 「性的」は性的な含みがあるという意味なのか、セックスに関係するという意味なのか曖昧な言葉なので、セックス同意と呼ぶ方がよいかもしれない。この場合は「セックス」という行為・活動の範囲を広くとる必要があるが、性器挿入を特別なものと見ない場合は実践的にはさして問題にならない。

2) 一般に、哲学的な議論では、性的同意が一方の提案・勧誘と他方の同意・承諾という形で捉えられていることについて批判がある（必ずしも男性が提案し女性が承諾する、とされているわけではないとしても）。今回は扱うことができない。

3) 「性交」と「わいせつ行為」を分けることは当面重要ではないので、性的な接触を一括して「セックス」と表現することができる。

同意をはっきり表明できない場合にも、加害者に相当する者は罪に問われることになる。さらには、「意思の形成」が困難な場合、つまり提案、要求、あるいはすでに開始されているセックスに同意するか不同意なのかといった判断ができない場合にも、つまり同意か不同意かがはっきりしない場合にも、加害者あるいは行為者を罪に問いやすくなっている。従来の準強姦／準強制わいせつ罪や準強制性交等／準強制わいせつ罪は被害者の心神喪失や抗拒不能の状態での性行為を罰していたが、その主な類型を定めた上で不同意性交／わいせつ罪に吸収されたわけである。

こうした法改正は、従来からフェミニストを中心に唱えられてきた「ノーはノーを意味する」という主張を深刻に受けとめたものと評価できる。この法改正は全体としては歓迎されているように見える。もっとも、上の項目のそれぞれについて、その基準が曖昧であり、冤罪や過剰規制の危険があるという批判があるが、今回は扱うことができない。

2. インフォームドコンセントモデルと同意が問題含みのケース

さて、こうした性暴力と同意に関する問題において、哲学者たちの関心は、性的な同意あるいは不同意とはそもそもどんなものであり、なぜそれはセックスの道徳性および合法性において重要であるのかということだ。さらに、当然数々のグレーなケースや判断が難しいケースをどのように考えるべきかという問題も生じる。

「同意」に関しては医療倫理学あるいは生命倫理学において長い議論の積み重ねがある。その標準的な論説では、人体実験は言うまでもなく、医療行為の少なからぬ部分が、それ自体としては、はっきりした危害や多大なリスクを含むが、それは（医療行為や実験がもたらす相応のメリットと）被験者や患者の同意によって許容される、またはむしろ望ましいものになる。ただし、同意の認定のためには、最低限⁴⁾以下のような条件が必要である。

1. 同意能力・判断能力：同意する人は、自分の利益・不利益を十分に考え判断する能力がなければならない
2. 十分な情報とその理解：同意する人は、判断に重要な (relevant) 事実や将来の見込みについての情報を得ることができ、それを十分適切に理解していなければならない。
3. 自発性：同意に対する強制や「圧力」がある場合はその同意は無効である。
4. 同意の明示：同意は「明示的」なものでなければならない。医療現場では同意書を書き記録に残す必要がある。

拙論（江口，2016）で指摘したように、これらの条件（インフォームドコンセントモデル）がセックスにも同様に適用できるだろうし、そうすべきであるということは自明に思える。しかし実は、話はそれほど簡単ではない。セックスは医療よりもずっと一般的でごく日常的な活動であり、またそれに関する

4) 「最低限」としたのは、たとえばその実験や医療行為に十分な効用が見込めるものであること、実験や施術にあたって行為者は最善あるいは標準的な注意や努力をおこなうこと、のような他の条件も含まれるだろうからである。

意思や同意も、健康や生命にかかわる医療の場ほどはよく考えられたものではないことがあるからだ。

問題含みのケースの類型の一部として以下のようなものがありえる⁵⁾。

1. 強制・脅迫：暴力や身体的な強制、そして身体的危害の脅迫（「セックスしないと殴る／殺す」）は明白だが、心理的な脅迫（「セックスしないと浮気をばらすぞ！」）、さほど深刻でない脅迫（「セックスしないと脇腹をくすぐるぞ！」）、ある種の援助の差し控えの予告（「セックスしないともう大学のレポート手伝ってあげない」）や、絶縁の予告（「セックスしないならもうデートしない／離婚する」）のようなものもこれに含まれる可能性がある。
2. 欺瞞・欺罔：明らかな詐欺的セックスもあるが、日常的な性的活動においても、セックスの同意を与える判断に大きな影響を与える各種の条件に関して、意図的な欺瞞や情報の隠蔽がおこなわれることは少なくない。たとえば、相手が既婚である／安定した交際相手がいるという情報は、セックスに同意しない強い理由になるという人は多いだろうが、自分の現在の他との交際状況について虚偽の申告をしたり、隠蔽したりする人びとはいるようだ。相手への感情（たとえばどれほど「愛して」いるか）について嘘をつく人もいるだろう。また、非意図的な情報提供不足もありえる。たとえば相手が自

分の婚姻状況は気にしないだろうと考えてそれを相手に告げない、ということはあるだろう。自分の過去の性的な体験、性的な好み、性的な能力その他について隠蔽する人びともいるだろう。

3. 判断無能力／判断能力の制限：飲酒やドラッグによる酩酊や、（不同意性交等罪にあるような襲撃による驚愕ではなく）各種のライフイベントからの心理的なショックなどによる一時的な正常な判断能力の喪失、老人性痴呆症などによる遷延的無能力⁶⁾、年少者（これは明白だが、性的同意年齢をどの程度にするか、また、年少者どうしのセックスも同様に扱うのかという問題がある）、知的・心理的障害⁷⁾などが問題になる。一方の判断能力が限定されている場合のセックスはすべて非合法とされるべきだとする考え方にも一理はあるだろうが、人びとの行動を過剰に制限してしまう可能性もある。強制性交等罪では、アルコールの摂取とその影響が挙げられているが、（楽しい）セックスに先だつての適度な飲酒は一般的であり、性的活動においては望まれることもあるようだ。この場合、浅酔、半酔などとの線引きが難しい。
4. 社会的地位・对人的地位・社会的権力の格差：社会的地位や権力にかかわるものは国内でもよく議論になっている。セックス参加者の年齢や経験の差、職場や学校やクリニックなどでの社会的関係によ

5) どれもよく論じられるものだが、とりあえずここでは Boonin (2025) の章立てを使用した。

6) 性的にも円満だった老夫婦の一方がアルツハイマーに冒されたのちのセックスなどの問題がありえる。

7) 哲学者（女性）が知的障害者（男性）に（おそらく善意から）性的な接触をおこない事件化した有名なケースがある。（Anna Stubblefield 事件）

って、性的関係を提案された者が断ることが難しいケースがあるとされている。中高等教育の場での教員と生徒／学生、職場での上司と部下、雇用者と従業員など、社会的・経済的・職業的な事情から、対人関係における力の格差がある関係でのセックスの申し出は「セクハラ」であるとする考え方が一般的になった。しかし、こうした格差をあまりに広くとり、そうした関係においては有効な同意は一切行えない、あるいは、同意はすべて無効であるとする考え方に対しては、人々の性的な関係に対する不当な干渉であるとする考え方もあり、力関係の格差については分析と明確化が必要である。

5. 「不適切な誘引」(undue inducement) : はっきりした「強制」や「脅迫」とは言えないまでも、セックスへの誘引(誘い)が不適切な場合がありうる。典型的には、(1) 強制的提案(同意した場合の条件がよすぎて断ることが不可能なケース)、(2) 判断を損なう提案(熟慮すればノーと答えるだろうが、欲求や興奮や時間的制約などによって判断が歪むような場合)がある。「社会的圧力」は当事者以外から与えられることもある。「不適切な誘引」の(1)は同意する者が経済的・その他の苦境に陥っている場合の援助に対する交換物としてのセックス、(2)はさほど苦境になくとも非常に魅力的な誘因の提示などがある。売買春やポルノなどのセックス産業の問題とかかわっており、

注目されるべきである。

3. 有効な同意は明示的な言語的発言か、潜在的な態度か

さて、そもそも、性教育キャンペーンで「セックスでは同意がすべてだ」“Consent is Everything”と言われるとき、この「同意」は実際の言語的な発言を指しているのだろうか。言語的な発言だけでなく、同意を推定できる行為や振る舞いも含むものだろうか。あるいは、言語や行為に表れる以前の心理的・内的な状態や態度、意図、欲求、意思などを指しているのだろうか。

同意には、対人間の道徳的関係を変更し、通常は許容されないような行為を許容可能な行為に、さらには望ましい行為にさえする道徳的状況変更力(morally transformative power)があるとされる⁸⁾。しかし、我々の心的な態度と、実際の言動や行動が食い違ってしまうことは頻繁にあり、セックスに関する交渉ではそれがいっそう一般的だと信じられているからだ(本当に一般的かどうかは疑わしいかもしれない)。理想的には、セックスを巡る交渉・調整^{ネゴシエーション}において自分の態度を言葉や行動に表すことが望ましいが、それが難しいと感じられることもあり、また、単に面倒なこともあるだろう(セックスは誰にとってもたいへん困難で面倒な営みであるので当然のことではある)。

論者によってさまざまな用語がもちいられるが、ここでは必要なものは心的な状態であるとする立場を同意の「態度説」⁹⁾、発言や行

8) 法学者のハイジ・ハードの「同意という道徳的魔術」論文(Hurd, 1996)がこの指摘をおこなってこの分野では必ず参照される文献となっている。

為であるとする立場を「パフォーマンス説」¹⁰⁾と呼ぶことにする。

「態度説」には分析と解釈の余地がある。それはセックスを「意図している」ということなのか、「欲求している／望んでいる」ということなのか、あるいはそれをしてもかまわないということなのかの区別が必要になるかもしれない。我々は日常生活において、単独でも他との共同生活のなかでも、ある種の行為をいやいやながらもすることがある。皿洗いはしたくない（否定的態度）が、生活パートナーに他の家事をひきうけてもらっているので皿洗いをすることに言語的・行動的に同意する人もいるだろう。

また、パフォーマンス説にも分析と解釈の余地がある。それははっきりした言語的な表現（「はい」「イエス」「ぜひ」）でなければならないのか、行動的なものでかまわないのか

（接触をいやがっているそぶりを見せない、自発的に積極的に接触する、など）。

法学者のカラム・チャダが挙げている例を少し変更した三つの事例を見てみよう（Chadha, 2022）。

〈同意表明〉 AはBに対して自分とセックスをしてもよいと思っており、その意思をAはBに対して伝え、それはBに正しく伝わった。BはAがセックスに同意していることを確信している。BはAとセックスを始める。

〈未表明〉 AはBとセックスしてもよいと思っているが、その意思をBに伝えていない。これは、自分が性的に

経験不足だと思われることを恐れているためである。一方、BはAが自分とセックスしてもよいと思っているのか確信が持っていないが、それでもAとセックスを始める。

〈不所望〉 AはBとセックスをしてもよいと思っておらず、自分が性的に経験不足だと思われるのを恐れて、その意思をBに伝えていない。一方、BはAが自分とセックスをしてもよいと思っているのか確信を持っていないが、それでもAとセックスを始める。

我々は道徳的にはっきり不正である（そして犯罪とされるべき）例として、次を加えることができる。

〈不同意表明〉 AはBとセックスをしてもよいとは思っておらず、その不同意の意思をAはBに対して伝えた。しかし、BはAの不同意の表明を気にかけず、BはAとセックスを始める

〈同意表明〉はセックスの開始としてハッピーなものだろう。一方、〈不同意表明〉はもちろんのこと、〈不所望〉にも重大な不正が含まれていると考える人が多いはずだ。〈不所望〉も法によって犯罪とするべきだと考える人も少なくないだろう。

では、〈未表明〉（それを許容している、あるいは望んでいるが表明していない）はどの

9) たとえばこの問題に関する議論に大きな影響を与えた Hurd (1996) が代表である。

10) McGregor (2005) が代表であり、“(Only) Yes Means Yes” に近い発想を提示している。

程度道徳的に問題があるだろうか。〈未表明〉からセックスを開始して、結果的にハッピーな（一応の）結末に至るカップルはいそうだ。しかし、〈未表明〉においても、BはAの（内心の）同意について十分な確信をもてないままにセックスを開始している点に注目しよう。これは、BはAの意思を十分に尊重していないのだから非難すべきだと考える人もいるだろう。一方で、Aはさまざまなためらいを感じて意思を表明していないにすぎないのだから、おたがいににとってよい結果を得る見込みが十分にあるのであれば、〈未表明〉によるセックスの開始は許容されるだろうと考える人々もいるだろう。

チャダは、有効な「同意」を、内心の態度と捉えるかパフォーマンスと捉えるべきかは、「同意」という概念が道徳的に果たす機能に何を求めるかに依存すると指摘している。同意を心的態度と捉える立場は、〈未表明〉と〈不所望〉を道徳的に区別するものである。おそらくこの立場は、不同意のセックスの危害の心理的な側面を重視しており、Aが少なくとも内心はセックスを望んでいるのであれば、同意の表明の有無がセックスの道徳性に与える影響は小さいと考えている。

一方、同意をパフォーマンスと捉える立場は〈同意表明〉と〈未表明〉を区別するものである。この立場をとる動機の大きなもの一つは、我々は他人の内心の状態について確信をもつことが難しいことだ。他人の心を正確に読むことは我々には無理である。

我々の観察や推論にはさまざまな強いバイ

アスがかかっており、自分の欲求の満足に有利な判断をしやすい。性的に興奮している場合はなおさらバイアスが強まり、また不合理な選択をしやすいたことが各種の心理学的な実験から判明している。我々が道徳的には危害と危害のリスクを避けるべきであるならば、なんらかの仕方で明示的に表明された同意だけが有効な同意であると考えべきだろう。これはもっぱら実践的な懸念に関する問題である。

しかし、明示的な同意が重要である理由は実践的な懸念だけではない。もし、通常は不正であるとされるべき行為が、被行為者の同意によって許容可能、あるいは望ましいこと、さらに場合によっては素敵¹¹⁾なことにさえなるのであれば、それは当のセックスの道徳的な地位を変更することであり、それが単に被行為者の心理的状态の変化のみによってなされ、それが行為者の行為の道徳性に影響を与える、という発想にはたしかに神秘的で魔術的などころがある。被行為者の意思が行為者の行為の道徳的評価に影響を与えるためには、どこかの時点で、行為者が被行為者の心理的状态の手掛かりを得る必要があるように思われる。

こう考えると、道徳的に有効な同意は、単なる内心の態度ではなく、なんらかのパフォーマンスによるものでなければならない、ということになる。裏をかえせば、行為者と被行為者のあいだにはなんらかのコミュニケーションの成功がなければならず、単なる憶測や推測による判断ではセックスを道徳的に許

11) 「性的モノ化」のような通常は不正な行為や態度が、当事者の背景的な同意や信頼によって素敵（ワンダフル）なことになりうることについては、Nussbaum (1995) および江口 (2006) を参照。

容可能にするには不十分である。

ただし、発言や行動による同意の表明が、内心の状態や判断とくいちがっている場合も考えられる。こうした点から、現在有力と見られているのは、心理的な肯定的態度と、同意を表明するパフォーマンスの両方が必要であるとする「ハイブリッド説」(Wertheimer, 2003)だ。

4. 同意と不同意のどちらを基準にするか

上では「イエス」にあたる同意を話題にしたが、先に確認したように、国内の不同意セックス法では同意の存在ではなく不同意の「全う・表明・形成」に焦点が当てられている。もしセックスがそれ自体では危害であり、参加者全員の同意によってのみ道徳的に許容可能で合法的なものになるべきであるとしたら、不同意に注目する理由はなんだろうか。これは、道徳的に正当化できるセックスの基準は、不同意・拒絶の言語的表明あるいは行動的表明で足りるのか(スローガンは「ノーはノー!」(“No Means No”))であるべきか、言語的、あるいはそれに準じる明示的な肯定的同意(affirmative consent, スローガンは「イエス(だけ)がイエスだ!」(“Yes Means Yes”))であるべきか(肯定的同意説)、という問題である。

性暴力の被害を避けるためには、不同意の表明の軽視・無視を非難し罰するだけでなく、むしろ同意の存在あるいは明示的な表明を合法的・道徳的なセックスの必要条件と考える

べきだという主張がある。国内でも最近、強制的疑いがあるグループセックスについて、被害者が「同意の上で本件性交等に及んだ疑いを払拭できない」ために無罪であるとした高裁判決が下されたため、同意があった証明を被告側に求めるような改正がさらに必要だという声がある。加害者側に「不同意ではなかった(と認識していた)」という弁明を許さず、「同意していた」という確証を求めるようにするわけだ。危害のリスクを避け安全を優先するならば、不同意の表明の欠如ではなく、肯定的明示的同意のみが有効な同意であるとするべきだろう。

しかし、これを人々に実際に要求することはハードルが高い。

第一に、現実には友好的で楽しいセックスをしている人々のほとんどは実際には明示的肯定的同意を要求していないと思われる。もし肯定的同意を得ることを法的な基準に、そうでないものをレイプとするならば、即座にほとんどすべてのアメリカの成人(男性と女性の双方)がレイプ犯とされることになる、という指摘がある¹²⁾。もちろん、人々が実際にはそうしていないからといって、そうしないことが道徳的に正当化されるわけではない。人々が実際に肉食が大好きで毎日大量の肉を食べているということから、それが道徳的に問題がないということは言えない。

第二に、セックスについて一括での同意をおこなうことは難しいし、ほとんど意味がないかもしれない。「セックス」を性器の接触にかぎらず、広い意味での性的な活動として捉

12) David Bernstein, “YOU Are a Rapist; Yes YOU!” The Washington Post, 23 June 2014. <https://www.washingtonpost.com/news/volokh-conspiracy/wp/2014/06/23/you-are-a-rapist-yes-you/>

えようとすれば、いったいどこからセックスがはじまり、どこで終るのかということは答えにくい問いである。開始は手を握ったり抱き締めたりするところなのだろうか（あるいはそれ以前か）。また、あらかじめセックスの詳細な「式次第」について同意しているカップルもないだろう。それは随時（相談の上で、あるいは相談なしに）変更されるものであるように思われる。したがって、同意はセックスの親密度あるいは侵入度が上がるたびに得られなければならないはずである。

しかし、こうして段階ごとに同意を得るためには、おたがいに相手と自分の行動をモニターし、それを報告し同意を得なければならない。法学者タチアナ・ヘルンレ¹³⁾はこのような口頭でのやりとりや、あるいは行動のモニタリングが、「官能的な経験の質に影響する可能性がある」ことを指摘している（Hörnle, 2018）。ヘルンレによれば、同意の有無を確認するには、自分と相手を意識的にモニタリングする必要があるが、これは一方あるいは双方の性的な興奮を削ぎ、セックスの質を下げるかもしれない¹⁴⁾。

また、法的な制度として肯定的同意基準をもちいることは、冤罪を増やす可能性がある。虚偽告発の可能性はごく少ないとしても、我々の過去の記憶はたいへんあてにならないこと、また我々は記憶を自分に有利なように作りかえてしまうことは法心理学者によって頻繁に指摘されている。法学者のジャネット・ハレーは、「誠実な告発者」もしばしば問

題をかかえていることについて指摘している。

これには、その時には同意していなかったと現在は主張しているが、その記憶が当時の自発的な薬物摂取等によって破壊されていた、あるいはその後に記憶が変質した告発者が含まれる。また、友人やボーイフレンド、両親などによって「あなたが経験したのは暴行だ」と説得され、当時はそう感じていなかったのに今ではそう信じている告発者も含まれる。当時は曖昧な気持ちだったが、時間が経つにつれてその出来事をより否定的に捉え、現在では本当に当時は同意しなかったと確信している告発者もいる。そして現在怒りや恥を感じており、その感情によって、当時自分は同意できたはずがない、またはすべきでなかったと信じ込んでしまった告発者も含まれる。（Halley, 2016, p. 272）

先にあげたヘルンレは、事前の明示的で肯定的な同意を求めることは、「前向き」の責務、努力義務としては有望だが、遡及的な責任追求や刑事的な扱いについては厳しすぎるかもしれないと指摘している。過去の責任追求により適切なのは、明示的・肯定的な同意の確認の有無よりは、不同意の明示的な表明の無視・軽視、あるいは不同意を表明できない諸事情の不当な軽視である。

さらに、ヘルンレは、セックスの潜在的な

13) 英語圏とは違う法伝統をもつ大陸の刑法の考え方をすることも重要だろう。

14) 一方で「同意こそがセクシーだ」という見方もあり、これにも説得力がある。しかし過剰な自己モニタリングが楽しいセックスの妨げになるということは、多くの真面目なセックス指南書で指摘されていることである。

参加者には、性的な行為の事前に同意を求めることとともに、「同意がない場合に明確に意思を表現する義務」があることを否定すべきではないとしている。つまり、セックスに誘われた側は自分の意思を明示する必要がある（それが可能であるのに怠った場合に非難されるべきかは未決であるとしても）。この点は近年の「同意がすべて」というキャンペーンや教育でも軽視されやすい点だろう。

5. バッドセックス

国内ではマンガ家の峰なゆか氏が、2023年にSNSで次のように発言している。

後から思い返してみると「あれは本当に私が自分の意思でしたいと思ったセックスなのか……？ なんか場のノリ的に断れなくて……でもレイプってわけじゃないような……」という、同意のあるセックスとレイプの中間に位置する性行為を「グラデーションレイプ」と呼ぶことに決定しました！¹⁵⁾

この発言は、「グラデーションレイプ」という発想が奇妙であるとか、「レイプ」という表現が誇張的であるとしてSNSで多数の人びとから揶揄されることになったようだが、現実世界での重要な問題を指摘している。同様の報告と問題意識は英語圏では広く認識されている。

2017年、#metoo運動が注目をあびるなか、*The New Yorker*に掲載されたクリステン・ルーペニアンの短編小説「キャットパーソン」が話題になった。これは、21才の女子大学生が34才の中年男性とデートをし、男の部屋に行き不快な性体験をし、その後男性からしつこくメッセージを送られた、という物語である（ルーペニアン 2019）。2018年にはマッチングアプリを利用した恋愛についての著作もあるアメリカの男性コメディアンが、若い女性から「最悪の夜」を過ごしたとしてオンラインで告発された（Way, 2018）。どちらのケースでも、二人の間には「同意」はあり、その意味では性暴力とは言いがたいものだが、出会ってまもないカップルの間のセックスには難しい面があることが理解される¹⁶⁾。

*The New York Times*が編集した性的同意に関する書籍*Defining Sexual Consent*では、聞き取り調査から先の峰なゆか氏の発言と同じような経験と意識が語られている。二例を紹介しよう¹⁷⁾。

私は「ノー」と言うのが苦手なんです
[……] たえば男の人といるとき。男性がセックスを求めてきたときに。男の人をがっかりさせたくないんですけど、たいていの場合、私はそれほど乗り気じゃないんです [……] 前回男性とセックスしたとき、彼が「コンドームがないけど、大丈夫？」って聞いてきたんです。それがOKじゃないのはわかっていただけ

15) <https://x.com/minenayuka/status/1622480355386335232>

16) 哲学者のヌスバウムも20代前半に、同意はあったものの、かなり年上の社会的地位のある男性から性暴力とも言えるほどの被害を受けたことを告発している（Nussbaum, 2021）。またフェミニストライタージェシカ・ヴァレンティは、高校生ときに自分が同意の上で教師と性関係を結んだことや、自発的な飲酒の上でのカジュアルなセックス体験をつみかさねたことを性的な被害と考えている（Valenti, 2016）。

ど、結局「イエス」って言ってしまいました [……] 彼に怒られたり、なじられたりしたくなかったからです。そして、自分がそういうセックスをしたくないということにも確信も持てなかったんです。もうその場にいたので、そのまま流れに任せてしまいました。(Bennett and Jones, 2019, p. 68)

相手にフィニッシュさせてあげるのが礼儀正しいと感じたからという理由でやったセックスの数は数えたくないですね。レイプや性的暴行の記事は目にするけれど、自分のマナーの感覚が性行為を強いることになるということについてはあまり語られないんですよ。時には、いろいろ積み重ねがあったうえで、本当はやっぱりセックスをしたくないと思うこともあるけれど、そこから抜け出そうとすれば、失礼だと思われたり、相手をがっかりさせることになるでしょう。相手はたぶんいい人で、クラブにいるようなキモい連中とかじゃないですし。(Bennett and Jones, 2019, p. 82)

このインタビューーたちは必ずしも自分の経験を「レイプ」として捉えているわけではないが、外面的には同意していても望まないセックスは数多くあり、それは社会的に十分に語られていないと考えている。さらにこの記事の著者たちはこうした直接にはそれを望んでいないセックスには一定の危害があるのではないかと懸念している。

同意のあるセックスに対する意識の高まりによって、さらに、両者のあいだに一応の同意はある、あるいは拒絶は存在しないとしても、有害なセックスはあるということが広まりつつあり、フェミニスト研究者・作家たちを中心に「グレイレイプ」「グレイセックス」「バッドセックス」などと呼ばれるようになっていく（本論では Woodard (2022) にしたがって「バッドセックス」を採用する）。

セックスが「バッドセックス」になってしまう場合はいくつかに分けられるだろう。単に相手のセックスがヘタだったり身体や言動や行為がキモいという場合もあるだろう（ルーペニアンの小説やコメディアンの場合）、乱暴で痛かったりする場合もあるだろう。また、セックス自体はさほどバッドなものでなくとも（グッドであっても）、その後の関係が悪化し不満をいだくようになれば、むしろバッドなものとして記憶されなოსすかもしれない。

ここでは「同意」に社会的な圧力がかかっていたり、あるいは同意を与える人物が心理的に十分自立していないためにセックスがバッドになっているような場合があることに注意しておくべきだろう。

6. 熱烈同意と不適切な理由

上のようなはっきりした「レイプ」には至らないが望ましくない「バッドセックス」をもできるかぎり減らしたいと考える人々にとっては、明示的に表明された同意があっても十分有効なセックス同意とはいえないかもしれない。むしろバッドなセックスをもたらす

17) 哲学者のトム・ドカティが使っているものである (Dougherty, 2022)。

であろう人々を抑止したいと考えるだろう。こうした人々は、道徳的および法的に有効である同意は「熱烈同意」(enthusiastic consent)に限るべきだ、と考える傾向にある。またそれを法に組みこもうとする動きもある。(Bennett, 2024; Dougherty, 2022)「熱烈同意」がはっきり定義されることは少ないが、「イエス・ミーンス・イエス」というスローガンとともにこの「熱烈同意」という語を広めた Friedman and Valenti (2008) *Yes Means Yes!* に収録されたカルヴィッキの論説によれば、それは「性的快楽への本物の欲望とその表現」である (Kulwicki, 2008)。つまり、セックスへの同意は、本来は性的快楽への期待のみであるべきだというのだ。しかしこれはおそらく狭すぎる定義のように思われる。我々は快楽ではなく行為や愛情の表現などのためにセックスをすることがあると思われるが、その場合に(少なくとも自分自身の)快楽が欲望されているという表現は適切ではないだろう。

しかし、カルヴィッキの発想にも一部理解できるところがある。過去に日本の哲学者の杉田聡は、売買春に関する議論のなかで次のように書いている。

売春が、抱擁・性交・射精などを含む点においてセックスを模した営みと見えたとしても、それが経済行為・サービスとして金銭を媒介に行われるとき、そこで行われる営みはすでに愛し合う者同士の、あるいは互いに性行為そのものへの自発的な意思を有する者同士のセックス

でないのはもちろん、それを模してもいい。金銭を媒介にしているという事実、したがって売春者にセックスそのものへの欲求と同意がない性交においては、セックスにあるべき女性の自主的な興奮も反応も、それに伴う性的な喜びも存在しないのである。(杉田, 1999, p. 174、強調江口)

おそらく、杉田の言うような「性行為そのものへの自発的な意思」、「セックスそのものへの欲求」が熱烈同意の焦点であり、そしてそれは「自主的な興奮や反応」をもたらすものだ、と発想すべきなのだろう¹⁸⁾。

しかし、こうした「熱烈同意」の基準は、我々の性生活の大部分を不道徳なものとし、また法的な基準とするならばほとんどすべての男女を犯罪者にするだろう。これは、先に明示的同意について指摘したものよりもさらに厳しいものである。

進化心理学者のシンディ・メストンとデヴィッド・バスは、我々がセックスを望む理由が多岐に渡ることを指摘している (Meston and Buss, 2007, 2009)。彼女らは、質問紙調査によって男女がセックスをする理由を237個ほど列挙し(重複すると思われるものも多く洗練された分類とは言えない)、それを四つの主要なカテゴリーに分類している。快楽への欲求などの身体的要因は当然あげられるが、社会的地位の向上などの目標達成要因、パートナーに対する愛情などの感情的要因、自尊心向上などの不安要因がある。現実には、当人

18) 「自主的な興奮や反応」は解釈の必要がある。我々は興奮や反応を意思によって引き起したりコントロールすることはむずかしいので、おそらく「自主的な」はたとえば「自然な(コントロールされていないという意味で)」「自然発生的な」と読みかえる必要があるだろう。

の性的快楽や直接的な性的欲望は、様々存在するセックスの動機のほんの一部にすぎない。また、一人の相手あるいは一回のセックスをおこなう動機が複数あることはごく普通のことであり、またセックスの開始初期段階の動機と続行の動機がちがうということもごく普通である。特に長期的な関係においては性的な快楽や性的欲望は主たる動機ではない(カジュアルセックスにおいては主たる動機の場合があるが、好奇心、刺激、経験の増加など他の動機も重要である)。

こうしたセックスの動機の多様さを見れば、有効なセックス同意の基準として熱烈同意を使用するのは無理であるしまた不合理でさえある。それはわれわれがセックスする動機の多くすら認めないからである。法的な基準としてはもちろんのこと、道徳的な基準としても使用することは賛成できない。法的な刑罰の基準を定めるためではなく、セックスに関する道徳的な議論をおこなうためには、我々はおもって我々の現実の性的欲求と性的な活動やコミュニケーションの細部を検討すべきである。

哲学者ショーン・ミラー (Miller 2022) は、性科学者ナゴスキーの実証的な研究とプラクティカルなアドバイス (Nagoski, 2015) を参照しながら、実際のセックスにおける欲求や同意や快楽は、事前の同意とそれを受けた性行為、といった単純な枠組みにおさまるものではなく、両者(あるいは複数人)の複雑な相互作用のプロセスであることを強調している。たとえば性的な欲求や興奮が自発的に生じるのは、男性の75%だが、女性の場合は15

%程度でしかない。特に女性の性的な興奮は反応的なものである場合があり、相手の性的興奮に反応して性的な興奮を感じることは男性の5%、女性の30%に起こる。こうした研究はまだ端緒にあるが、性的な欲求や興奮のメカニズムの生物学的な基盤の存在と、それが人間のセックスでのネゴシエーションに与える影響が検討されている。ミラーはこうした研究と、Cahill (2011) やKukla (2021) らフェミニスト研究者たちの主張を踏まえながら、現実の性的な自律性は「すべてか無か」の問題ではなく段階的なものであり、また性的な同意も微妙で複雑なプロセスであって、単なるイエスカノーかに還元できるものではないと示唆している。

ちなみに、自分自身は感じられる性欲をほとんどあるいはまったくもたない「アセクシュアル」の人々がいることも最近注目されているが、こうした人々もパートナーとのセックスをする生活を選択することがあることが知られている。「熱烈同意」が「快楽への純粹な欲望」や「セックスそのものへの同意」や「自主的な興奮」などを求めるものであれば、アセクシュアルの人々を道徳的な性生活から排除することになるだろう¹⁹⁾。

もし熱烈同意という基準に意義があるとすれば、それは、さまざまな動機を考慮した上で、当人が最終的に判断した意思を尊重すべきだ、ということになるだろうが、これは明示的・肯定的同意とまったく同じものであるため、熱烈同意という概念は余計であり、おそらく人間の生活というものに即していない。

19) Bennett (2024)、Dougherty (2022)、McArthur (2022)、Kukla (2021) など多くの論者がこの点を指摘している。

7. 一応の結論と「同意はそんなに重要か」

改正された不同意セックス罪は不同意に注目するという点で保守的なものではあるが、その類型や基準については議論の余地があり、法学者だけでなく哲学者や社会学者、心理学者なども参加して議論すべきである。また、教育や啓蒙の文脈では、危害リスクの軽減と「道徳的セックス」の推奨として明示的肯定的同意 (affirmative consent) の要求は妥当であるだろうが、遡及的な責任追求として明示的肯定的同意を求めることには危険がある。つまり、#MeTooのような告発運動には一定の危険性があることは理解しておくべきだ²⁰⁾。また、国家が個人の生活に干渉する法に対して、過剰に道徳的な要求を含めることは危険であることを指摘しておきたい。

最後に、同意を中心にセックスの道徳性を考えることには問題がありうることも指摘しておきたい。まず、そもそもセックスはデフォルトでは「悪い」ものであるという前提を置いてしまっている。我々は同意があることによって本来は「悪い」ものであるセックスが許されるものになる、と考えているわけだ。しかしこれは検討の余地がある。

第二に、「同意をとる²¹⁾」というモデルは、主体／客体、行為者／被行為者というモデルに基づいており、多くの場合は男性が主体／行為者であり、女性が客体／被行為者と想定されている。政治学者のペイトマンはこうしたモデルは次のような問題があると指摘して

いる (Pateman, 1980)。(i) 男女の異性愛カップルを典型として念頭に置いている、(ii) 男性がセックスを要求し、女性がなにかを対価として (たとえば愛や金銭) 与える、という図式で理解されている。(iii) 女性は同意を与えることによって男性の行為についての責任を負うことになる。

同意は道徳的に許容されるセックスの最低限の必要条件かもしれないが、けっして十分な条件ではない。もしセックス同意について法的な面ではなく道徳的な面を十分に考えようとするならば、実際の我々の生活に即した哲学的な議論が必要である。

【参照文献】

- Archard, David (1998) *Sexual Consent*, Westview Press.
 ——— (2018) “Sexual Consent,” in Müller, Andreas and Peter Schaber eds. *The Routledge Handbook of Ethics of Consent*, Routledge.
 Barry, Peter Brian (2022) “#MeToo and the Ethics of Doxing Sexual Transgressors,” in Boonin, David ed. *The Palgrave Handbook of Sexual Ethics*, pp. 507–523, Springer.
 Bennett, Jessica and Daniel Jones (2019) “45 Stories of Sex and Consent on Campus,” in New York Times ed. *Defining Sexual Consent*, New York Times Education.
 Bennett, Theodore (2024) “Hell yes?: Enthusiastic Consent as a Legal Standard for Sexual Consent,” *Alternative Law Journal*, vol. 49, no. 4, pp. 255–261.
 Boonin, David ed. (2022) *The Palgrave Handbook of Sexual Ethics*, Palgrave Macmillan.
 ——— (2025) *Sexual Ethics and Problematic Consent: When Does Yes Mean No?*, Oxford University Press.
 Cahill, Ann J. (2011) *Overcoming Objectification: A Carnal Ethics*, Routledge.
 Chadha, Karamvir (2022) “Sex and Consent,” in Earp, Brian D, Clare Chambers, and Lori Watson eds. *The Routledge Handbook of Philosophy of Sex and Sexuality*, 1st edition, pp. 218–234, Routledge.

20) #MeToo運動のポジティブ／ネガティブな面については Barry (2022); Pascoe (2022) などを参照し議論したい。

21) NHKの啓蒙ページ「性的同意」とは？どうとればいい？素朴な疑問を専門家が解説」<https://www.nhk.or.jp/minplus/0026/topic110.html>でも同意は「とる」ものとされている。

- Dougherty, Tom (2022) “Enthusiastic Consent to Sex,” in Boonin, David ed. *The Palgrave Handbook of Sexual Ethics*, pp. 271–285, Springer.
- Friedman, Jaclyn and Jessica Valenti (2008) *Yes Means Yes!: Visions of Female Sexual Power and A World Without Rape*, Seal Press.
- Halley, Janet (2016) “The Move to Affirmative Consent,” *Signs*, vol. 42, no. 1.
- Hörnle, Tatjana (2018) “Rape as Non-Consensual Sex,” in Müller, Andreas and Peter Schaber eds. *The Routledge Handbook of Ethics of Consent*, Routledge.
- Hurd, Heidi M. (1996) “The Moral Magic of Consent,” *Legal Theory*, vol. 2.
- Kukla, Quill R. (2021) “A Non-Ideal Theory of Consent,” *Ethics*, vol. 131, no. 2.
- Kulwicki, Cara (2008) “Real Sex Education,” in *Yes Means Yes*, Seal Press.
- Marino, Patricia (2019) *Philosophy of Sex and Love: An Opinionated Introduction*, Routledge.
- McArthur, Neil (2022) *The Ethics of Sex: An Introduction*, Routledge.
- Mcgregor, Joan (2005) *Is It Rape?: On Acquaintance Rape and Taking Women’s Consent Seriously*, Ashgate.
- Meston, Cindy M. and David M. Buss (2007) “Why Humans Have Sex,” *Archives Of Sexual Behavior*, vol. 36, no. 4, pp. 477–507.
- (2009) *Why Women Have Sex?*, Macmillan, (シンディ・メストン, デヴィッド・バス, 『なぜ女性はセックスをするのか?』, 高橋佳奈子訳, 講談社, 2012).
- Miller, Franklin G. and Alan Wertheimer eds. (2010) *The Ethics of Consent: Theory and Practice*, Oxford University Press.
- Miller, Shaun (2022) “Sexual Autonomy and Sexual Consent,” in Boonin, David ed. *The Palgrave Handbook of Sexual Ethics*, pp. 247–270, Springer.
- Müller, Andreas and Peter Schaber eds. (2018) *The Routledge Handbook of the Ethics of Consent*, Routledge.
- Nagoski, Emily (2015) *Come as You Are: The Surprising New Science that Will Transform Your Sex Life*, Simon & Schuster, (エミリー・ナゴスキー, 『私たちのセクシュアル・ウェルネス: 女性の体・性・快樂のメカニズム』, 小澤身和子訳, 日経ナショナルジオグラフィック).
- New York Times ed. (2019) *Defining Sexual Consent: Where the Law Falls Short*, New York Times Education.
- Nussbaum, Martha C. (1995) “Objectification,” *Philosophy & Public Affairs*, vol. 24, no. 4.
- (2021) *Citadels of Pride: Sexual Abuse, Accountability, and Reconciliation*, W W Norton & Co Inc.
- Pascoe, Jordan (2022) ““Respect Women”: Thinking Beyond Consent After #MeToo,” in Boonin, David ed. *The Palgrave Handbook of Sexual Ethics*, pp. 325–338, Springer.
- Pateman, Carole (1980) “Woman and Consent,” *Political Theory*, vol. 8, no. 2.
- Petrik, James (2016) “Autonomy, Sex and Coercion: The Problem of Nonconsensual Sex,” in Petrik, James and Arthur Zucker eds. *Philosophy: Sex and Love*, Macmillan.
- Petrik, James and Arthur Zucker eds. (2016) *Philosophy: Sex and Love*, Macmillan.
- Schaber, Peter (2018) *The Routledge Handbook of the Ethics of Consent (Routledge Handbooks in Applied Ethics)*, Routledge.
- Shrage, Laurie and Robert Scott Stewart (2015) *Philosophizing Sex*, Broadview.
- Soble, Alan (2022) “On the Sufficiency of Sexual Consent,” in Boonin, David ed. *The Palgrave Handbook of Sexual Ethics*, pp. 287–299, Springer.
- Valenti, Jessica (2016) *Sex Object: A Memoir*, Dey Street Books.
- Way, Katie (2018) “I went on a date with Aiz Ansari. It turned into the worst night of my life,” *Babe*, <https://babe.net/2018/01/13/aziz-ansari-28355>.
- Wertheimer, Alan (2003) *Consent to Sexual Relations*, Cambridge University Press.
- Woodard, Elise (2022) “Bad Sex and Consent,” in Boonin, David ed. *The Palgrave Handbook of Sexual Ethics*, Springer.
- 江口聡 (2006) 「性的モノ化と性の倫理学」, 『現代社会研究』, 第9号, 京都女子大学.
- (2016) 「「ノーはノー」から「イエスがイエス」へ: なぜ性的同意の哲学的分析が必要か」, 『現代社会研究』, 第19号.
- 杉田聡 (1999) 『男権主義的セクシュアリティ』, 青木書店.
- 森岡正博 (2008) 『草食系男子の恋愛学』, メディアファクトリー.
- クリステン・ルーベニアン (2019) 『キャット・パーソン』, 鈴木潤訳, 集英社.
- ラジャ・ハルワニ (2024) 『愛・セックス・結婚の哲学』, 江口聡・岡本慎平監訳, 名古屋大学出版局.